

◆ 保険料の免除

法律名	
健保法	<p>育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令で定めるところにより保険者等に申出をしたときは、その育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料を徴収しない。</p>
厚保法	<p>育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が、厚生労働省令の定めるところにより社会保険庁長官に申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収は行わない。</p>
国年法	<p>①法定免除 被保険者（保険料4分の3免除、半額申請免除、保険料4分の1免除の規定の適用を受ける被保険者を除く。）が所定の事由に該当するに至ったときは、その該当するに至った日の属する月の前月からこれに該当しなくなる日の属する月までの期間に係る保険料は、既に納付されたもの及び前納されたものを除き、納付することを要しない。</p> <p>②申請免除（全部免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除、学生等の納付特例、若年者の納付猶予） 所定の事由に該当した被保険者等から申請があったときは、社会保険庁長官は、その指定する期間（保険料4分の3免除、半額申請免除、保険料4分の1免除の規定の適用を受ける期間又は学生等である期間若しくは学生等であった期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたもの及び前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあった日以後、当該保険料に係る期間を保険料全額免除期間（追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが以下の事由のいずれにも該当しないときは、この限りでない。 (イ)前年の所得（1月から6月までの月分の保険料については前々年の所得とする。）がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるとき、(ロ)被保険者又は被保険者の属する世帯の他の世帯員が生活保護法による生活扶助以外の扶助その他の援助であつて厚生労働省令で定めるものを受けるとき等</p>
国保法 介保法 高確法	<p>保険者（介保法は市町村長、高確法は後期高齢者医療広域連合）は、条例又は規約（介保法・高確法は条例）の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。</p>